

〔公卿補任一條〕攝政正二位藤道隆 正曆四年四月口日、上表辭職、廿二、辭攝政、勅令關白萬機除目  
官奏於御前行之、十年一

〔日本紀略十三條〕長和五年正月廿九日甲戌未刻、三條院天皇逃位讓皇太子。○後于時皇太子春秋九歲、于時御坐上東門院令新帝外祖左大臣藤原道長朝臣攝行政事如忠仁公故事、  
〔愚管抄三〕内大臣にて伊周もと内覽の宣旨かうぶりたる人にて在けるに、大納言にて御堂○原道藤長はおはしけるは、道兼道隆の弟也、この伯父の大納言その器量抜群にして世も人もゆるしたりけり、我身もこの時伊周執政の臣たらば、世は亂れうせなんす、わが身を攝錄の臣におかれなば世はおだしかるべしとさいくと仰られけり。

〔大鏡太政大臣道長〕女院○證は入道殿○藤原をとりわきたてまつらせ給ひて、いみじうおもひ申させ給へりしかば、帥殿○伊はうとくしくもてなさせ給へりけり、みかせ一條○一皇后宮○定周、をねんごろにときめかさせ給ふゆかりに、帥殿はわけくれ御前に候はせ給ひて、入道殿をばさらにも申さず、女院をもよからず、ことにふれて申様をおのづから心やえさせ給ひけん、いともほいなき事におぼしめしきことわりなりな、入道殿のよを玄らせ給はんことを、みがせ一条いみじうしぶらせ給ひけり、皇后宮父おとゞ○道隆おはしまさで、よの中をひきかはらせ給はんことを、いと心ぐるしうおぼしめして、あはた殿○道をもとみにやはせんじくだせさせ給ひし、されど女院のだうりのまゝのこともおぼしめし、また帥殿をばよからずおもひきこえさせ給ひければ、入道殿の御事をいみじう玄ぶらせたまひけれど、いかでかくはおぼしめしおぼせらるゝぞ、大臣えられたる事だにいとくをしう侍りしにち、おとゞのあながちに玄侍りし事なれば、いなびさせ給はずなりにしにこそ侍れ、あはたのおとゞにはせさせで、これにしも侍らざらむは、いとをしさより御ためなんいとびなくよの人もいひなし侍らんなど、いみじう